

法テラス「相談援助」利用による



空き家・近隣問題法律相談

「危険な空き家を処分したい」
「隣の家との境界がはっきりしない」等、
空き家の問題や近隣の法的問題でお悩みの方、
一度弁護士にご相談ください。

(※相談は住民の方のみを対象としています。)



相談日時： 毎週火曜日(祝日・年末年始は除く)

午前9時30分～午前11時30分

①9:30～10:00 ②10:00～10:30 ③10:30～11:00 ④11:00～11:30

相談場所： 神奈川県弁護士会 横浜駅西口法律相談センター

相談料金： **無料**(条件付)/30分以内

予約受付： 電話 **045-620-8300**

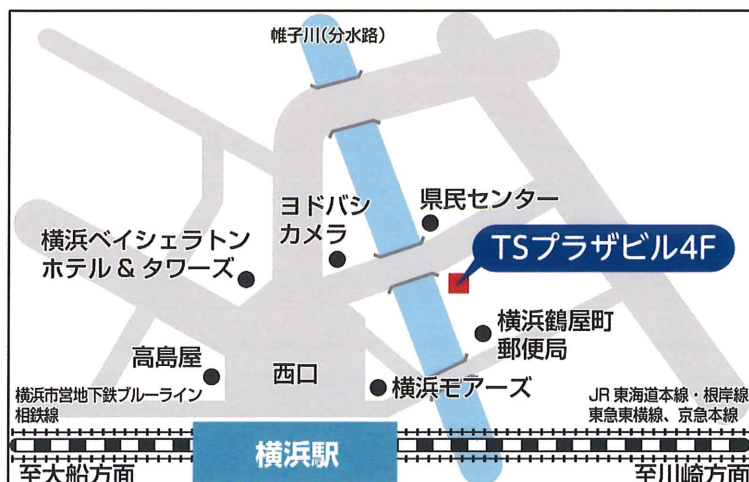
月・火・木・金曜 9:30～17:00

水曜 9:30～21:15

土・日曜 9:30～15:30

※予約面談制ですので、事前にご予約ください。予約の際に収入等を伺います。

※神奈川県弁護士会のホームページからも予約申込ができます。



★ 本相談は、法テラス「相談援助」を利用した相談です。本相談は、収入が一定額以下であることなどの条件がございます。詳しくはお問合せください。

★ 法テラス相談を同一内容で3回(以上)利用されていますと、本相談をご利用できません。



神奈川県弁護士会 横浜駅西口法律相談センター
横浜市神奈川区鶴屋町 2-23-2 TS プラザビル 4 階
横浜駅「きた西口」より徒歩 5 分